

2020年6月23日

2020年度 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構 調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下、「機構」という）は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

機構は、我が国の宇宙航空政策の主体かつ世界トップレベルの研究開発能力及び技術・知見を有する組織として、ロケット・人工衛星の開発・運用、有人宇宙開発、宇宙科学・探査、航空科学技術の各分野、宇宙航空産業の発展等を通じ、社会に対して積極的な企画・提案を行い、新たな価値を生み出すべく活動している。

(1) 調達の全体像に関する分析

機構における2019年度の契約状況は、表1のとおり、契約件数3,039件、契約金額1,442億円である。このうち、競争性のある契約は1,449件(47.7%)、663億円(46.0%)、競争性のない随意契約は1,590件(52.3%)、779億円(54.0%)となっている。

① 競争入札等について

2019年度における競争入札等の件数・金額は、いずれも2018年度より減少しており、特に金額ベースでは大幅に減少（昨年度比42.6%減）している。

しかしこれは、2018年度が機構の中長期計画初年度であり、施設整備等に係る複数年度の大型案件が多かったという特殊要因によるものと推察される。

2016年度（249億円）・2017年度（217億円）との比較では、ほぼ横ばいの傾向となっており、このことはJAXAの研究開発業務や事業所の地域性等により、随意契約にせざるを得ない案件が一定数あることを示しており、今後は引き続き競争入札を増やすことに注力する一方で、随意契約によるメリットを生かした業務の効率化、コストダウンを図ることに注力する必要がある。

② 企画競争・公募について

2019年度における企画競争・公募の件数は2018年度よりも減少した一方、金

額は大幅に増加している（昨年度比 69.3%増、176 億円増）。件数の減少については、2018 年度が機構の中長期初年度であったため、複数年度に亘る労働者派遣契約が多く、相対的に 2019 年度の件数が減っている（2018 年 367 件⇒2019 年度 264 件）。金額の増加については火星衛星探査機（MMX）システムの開発（約 90 億円）や温室効果ガス・水循環観測技術衛星（GOSAT-GW）システムの開発（約 30 億円）といった大型プロジェクトの技術提案方式による調達それぞれ主な要因となっている。

機構ではプロジェクトの調達に際して、2017 年度から調達マネジメントプロセスによる調達の浸透・定着に取り組んでいるところであるが、2019 年度には上記を含む 18 のプロジェクトについて、契約条項の検討・設定や調達計画の立案を実施している。この内、商業デブリ除去実証の調達では、ベンチャー等の技術力ある企業がより入札に参加しやすくなるよう、「技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大について」（政府調達手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会決定）等を参考に、入札参加資格の要件緩和を試行適用した。

③ 随意契約について

2019 年度における随意契約の件数は、2018 年度と比べ件数は大きな変化はなく、金額は大幅な増加(昨年度比 51.6%増 (265 億円増))となっている。金額の増加については、1 件あたりの契約金額が大きい案件として、高精度測位システムの開発（約 300 億円）及び H3 ロケット打上げ輸送サービス（新型宇宙ステーション補給機 1 号機（HTV-X1））の調達が主な要因となっている。

表 1：2019 年度の機構の調達全体像

(単位：件、億円)

	2018 年度		2019 年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(35.2%) 1,182	(34.6%) 406	(30.9%) 938	(16.2%) 233	(△20.6%) △244	(△42.6%) △173
企画競争 ・公募	(20.1%) 677	(21.7%) 254	(16.8%) 511	(29.8%) 430	(△24.5%) △166	(69.3%) 176
競争性のある 契約 (小計)	(55.3%) 1,859	(56.2%) 659	(47.7%) 1,449	(46.0%) 663	(△22.1%) △410	(0.6%) 4
競争性のない 随意契約	(44.7%) 1,503	(43.8%) 514	(52.3%) 1,590	(54.0%) 779	(5.8%) 87	(51.6%) 265
合 計	(100%) 3,362	(100%) 1,173	(100%) 3,039	(100%) 1,442	(△9.3%) △323	(22.9%) 269

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 比較増△減の () 書きは、2019 年度の対 2018 年度伸率である。

(2) 応札・応募状況に関する分析

機構における 2019 年度の競争性のある契約は、表 2 のとおり、契約件数 1,425 件、契約金額 656 億円である。このうち、2 者以上の応札・応募があった契約は 472 件(33.1%)、443 億円(67.5%)、1 者以下の応札・応募があった契約は 953 件(66.9%)、213 億円 (32.5%) となっている。

一者応札率の推移に大きな変化はないものの、微増の傾向 (61.7%→66.9%) にあることから、宇宙産業界のすそ野が狭まっている可能性も勘案しつつ、今後も注意が必要と考えられる。金額ベースでは、2 者以上の応札・応募の割合が大幅に増加 (46.2%→67.5%) しており、複数の大型案件において競争環境が確保されたことが主な要因である。

表 2：2019 年度の機構の一者応札・応募状況

(単位：億円)

		2018 年度	2019 年度	比較増△減
2 者以上	件数	701 (38.3%)	472 (33.1%)	△229 (△32.7%)
	金額	300 (46.2%)	443 (67.5%)	143 (47.7%)
1 者以下	件数	1,130 (61.7%)	953 (66.9%)	△177 (△15.7%)
	金額	349 (53.8%)	213 (32.5%)	△136 (△39.0%)
合 計	件数	1,831 (100%)	1,425 (100%)	△406 (△22.2%)
	金額	649 (100%)	656 (100%)	7 (1.1%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約（一般競争、指名競争、企画競争、公募）を行った計数である。

(注3) 比較増△減の（ ）書きは、2019 年度の対 2018 年度伸率である。

(3) その他の具体的な取り組み

機構における 2019 年度の取り組みとしては、これまでの改善策を継続して実施するとともに、全国の商工会議所を通じたポスター配布等、新規企業の参入を促すための施策を実施することで新規参入企業の入札意思の表明を得たほか、広く事業者が参入できるよう業務の分割を実施することで複数応札となったケース（システム技術（安全・ミッション保証技術）支援）もある。

このほか合理的な調達の実施という観点からは、一括調達・共同調達の取り組みとして茨城県内共同調達連絡協議会への参画を進め、エレベータ保守及び蛍光灯の共同調達を実施することとした。また、環境試験設備において、PPP 手法を参考に民間活力を導入した調達を行った。

2. 重点的に取り組む分野及び取組内容

上記 1.の分析を踏まえ、重点的に取り組む分野及び取組内容について、下記のとおりとする。

(1) 一者応札・応募に関する取組

宇宙航空分野の研究開発においては、その特有かつ高度な技術要求等により、対応できる業者が限られる場合が多いため、一者応札・応募となりやすい傾向があるが、情報提供要請（RFI）による各企業が参加しやすい条件の設定、技術提案方式（RFP）による各企業による競争の促進、競争入札と随意契約の適切な選択といったこれまでの改善策を継続的に実施する。

【評価指標：複数者による価格競争を促進するための取り組みを進めたか。】

(2) 物品・役務の合理的調達に関する取組

一括調達・共同調達の促進、同種の契約手続きの集約による業務・経費の効率化や、サービス調達による民間ノウハウの効果的な活用等、合理的な調達に向けた多様な調達方法について検討を進める。

【評価指標：合理的な調達に向けた多様な調達方法について検討を進めたか。】

(3) 調達マネジメントプロセスによる調達の浸透・定着

2017 年度からプロジェクト業務において実施している調達マネジメントプロセスによる調達の浸透・定着に引き続き取り組む。今年度は特に、プロジェクト初期段階への競争メカニズムの導入等、適正かつ効果的な業者選定を行う仕組みの構築を進める。

【評価指標：調達マネジメントプロセスによる調達の浸透・定着を進めたか。】

(4) 我が国の宇宙航空政策の目標達成に向けた効果的な調達の検討

ベンチャー企業等新規参入企業を含む民間の活用促進を行うとともに、国際競争力の強化につながるよう効果的な調達を行うため、機構の調達に関する普及活動を実施するほか、ベンチャー企業を含む企業の参入機会のさらなる拡大を図るべく、民間との対話等を通じ、柔軟な契約形態の導入等の検討を進める。

【評価指標：新規参入企業の獲得に向けた取り組みを進めたか。】

3. 調達に関するガバナンス

(1) 随意契約に関する内部統制

機構における調達は、研究開発業務の特性に合わせた競争的手法を含め、真にやむを得ないものを除き、競争的手法による調達を行うこととし、それでも随意契約

とせざるを得ない場合は、随意契約基準に基づき、適切に判断の上、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を行う。

少額随意契約基準を超える随意契約案件は、機構内に設置されている契約審査委員会等において、事前に随意契約基準との整合性について審査を受ける。ただし、緊急の必要による場合等やむを得ないと認められる場合は、事後的に報告を行うこととする。さらに、外部有識者で構成する契約監視委員会においても事後点検を行う。

随意契約についてのガバナンスの一層の強化を目指し、契約審査委員会において、限られたリソースの中で審査の質が向上するよう、随契条項の整理や、審査の定型化・効率化を含む見直しを進める。

【評価指標：規程どおりに運用すること。】

(2) 不祥事の発生防止・再発防止のための取組

- ① 契約事務の適正かつ効率的な実施ができるよう知見共有化の研修を行う。
- ② 少額随意契約基準を超えない随意契約案件は、伝票決裁時にチェックリストを活用し、不正防止の観点から効果的、効率的な確認ができるようにする。
- ③ 原則として伝票を発議した者以外による検収を実施する。

【評価指標：規程どおりに運用すること】

(3) 内部監査等

評価・監査部による内部監査、及び監事による監査の一環として、調達の合理性について事後的な確認を行う。

【評価指標：規程どおりに運用すること】

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、調達業務を担当する理事を総括責任者とし、調達部として調達等合理化に取り組むものとする。

(2) 契約監視委員会

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会により、当計画の策定及び自己評価の際の点検を受け、これに関連して、競争性のない随意契約、一者応札・応募となっている契約、2か年度連続で一者応札・応募案件となっている契約について事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、機構のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。

以上